

WTOにおける紛争処理手続の法的基礎は、紛争解決了解(DSU)である。以下の問題を考えるに当たり、また、講義における議論に際しては、常に条文を参照すること。

今回は、事前に回答を提出する必要はない。以下の各問について議論するので、関連条文を特定し、かつ、自分なりの答を用意しておくこと。

- 「WTO 紛争処理手続は強制的手続である。」と言われることがある、どういう意味か？意味を説明し、その根拠となる条文を示せ。
- WTO 加盟国 A は、WTO 加盟国 B が WTO 関連協定に違反したと主張し、国際司法裁判所に B を訴えることができるか？
- ある WTO 加盟国による WTO 法違反を主張して私人が当該 WTO 加盟国を同手続に訴えることはできるか？
- WTO 加盟国 C が具体的措置を執っておらず、他の WTO 加盟国に対して具体的損害が生じていない場合、他の WTO 加盟国は A を同手続に訴えることができるか？
- DSU 23 条 1 項を読むと、条約違反を主張せずとも訴えることは可能である。条約違反をせずに訴えることができるのはどのような場合か？ なぜそのような訴えが可能とされているのか？
- 小委員会は、どのような手続で構成されるか？ 委員にはどのような人が選ばれるか？
- 上級委員会委員は、どのような手続で選任されるか？ 上級委員にはどのような人が選ばれるか？
- 上級委員会手続において、具体的事件を扱う上級委員はどのように選任されるか？
- 「上級委員会は法律審である。」と言われることがある。どういう意味か？
- 小委員会・上級委員会報告書に少数意見は付されるか？ 付される／付されない理由は？
- 非紛争当事者たる WTO 加盟国は、当該紛争を扱う手続に参加することができるか？ できる／できない理由は？
- WTO 小委員会・上級委員会は、損害賠償義務を認定することができるか？ できる／できない理由は？

- DSB の裁定は法的拘束力を有するか？
- 敗訴国が DSU の裁定に従わない場合、勝訴国はどのような対応が可能か？
- DSU 22 条 2 項最終文および 3 項以下に定める措置は **retaliation** と呼ばれることが多い。これは、国家責任条文にいう **counter-measures** とは異なると言われることがある。その立場に立つならば、どのように異なるのか？
- 「WTO 紛争処理手続は、準司法的(quasi-judicial)手続である。」と言われることが多い。上の問全てを踏まえた上で、「準司法的」とはどういうことか、説明せよ。

参考文献（国際経済法の教科書類に加えて）

- 岩沢雄司「WTO 紛争処理の国際法上の意義と特質」国際法学会（編）『日本と国際法の 100 年 第 9 巻 紛争の解決』（三省堂、2001 年）
- 小寺彰『パラダイム国際法』（有斐閣、2004 年）「第 16 章 WTO 紛争処理手続」
- 川瀬剛志・荒木一郎『WTO 紛争解決手続における履行制度』（三省堂、2005 年）
- 伊藤一頼「WTO における紛争処理の意義と限界」国際問題 597 号（2012 年）34 頁。
- 日本国際経済法学会（編）『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』（法律文化社、2012 年）
 - 福永有夏「事実審としての WTO パネルの機能」
 - 松下満雄「WTO 上級委員会案件審議の問題点」
 - 米谷三以「WTO への私人参加」
- [『2016 年版 不公正貿易報告書』](#)「第 II 部第 17 章 WTO の紛争解決手続」